

空家等解体費補助金

高根沢町では、町内の老朽化や経年劣化による危険な空家等の解体する場合に、その解体費用の一部を補助する者です。

補助額	対象となる空家等
補助対象工事に要する費用の1/2かつ、上限50万円	<ul style="list-style-type: none"> 個人が所有し、かつ、営利目的で所有されていないもの 町長が、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「特定空家等」と認めたもの 町税を滞納していないこと

問い合わせ先 高根沢町地域安全課 TEL: 028-675-8110

高根沢町ホームページはこちらから 

土地国庫 帰属制度

どんな制度？

一定の要件を満たした場合に、相続した土地を手放して国の所有に出来る制度です。2023年に開始されました。



対象となる 土地の要件とは？

「建物が建っていない=更地である」ことが前提条件です。その上で、土壤汚染されていない等いくつかの条件があります。

管理不全 空家等の新設



管理不全 空家等とは？

適切な管理ができておらず、放置すると特定空家等になる恐れのある建物のことです。空き家問題の増加に伴い2023年に新設されました。

管理不全空家等に 指定されると？

住宅用の土地に適用される固定資産税等の減額措置が解除されます。つまり土地の固定資産税等が最大で6倍になる可能性があります。

解体費用シミュレーターで 建物の解体費用の概算金額を把握しましょう！

管理不全空家等に指定されるような老朽化した空き家の場合、そのままでは売却できないケースが多くなります。ただし、その場合も解体して更地であれば売却できるケースもあります。また、土地国庫帰属制度の適用についても、更地に戻すことが前提条件です。まずは建物を解体する場合の概算費用を把握しておきましょう！



サイトはこちら



クラッソーネは空き家や家じまいでのお困りごとをサポートしています



クラッソーネは、全国2,000社超の解体工事会社ネットワークで、安くて安心な解体工事を実現する解体工事のプラットフォームです。不動産売却や家財整理など、空き家の整理や家じまいに関する様々なサポートも行っております。高根沢町をはじめとした全国100の自治体※と「空家等の除却促進に係る連携協定」を締結し、空き家問題の解決に取り組んでいます。※2025年1月24日現在 行政運営の団体含む



空き家解決 マニュアル



空き家の放置がもたらす3つのリスク



空き家の長期間放置は、様々な実害が発生します。放置すればするほど、整理が難しくなる「負動産」に。親族や近隣に負担をかけないためにも、自治体の制度を確認して早期解決に取組みましょう。



Risk 01 累積する 家計へのダメージ!!



空き家は保持しているだけで、固定資産税・水道光熱費・火災保険料・營繕費用・移動交通費などがかかります。地域や建物により異なりますが、一般的には年間20~30万円程かかるケースが多く、5年間も経てば100万円を超える看過できない負担に。



Risk 02 老朽化による 法的措置の対象に!?



建物の管理がずさんで危険と判断されると「特定空家等」や「管理不全空家等」に認定されます。特定空家等では、行政代執行による強制撤去で費用を請求されるリスク、管理不全空家等では固定資産税の減免措置が解除され、納税額が上がるリスクが！



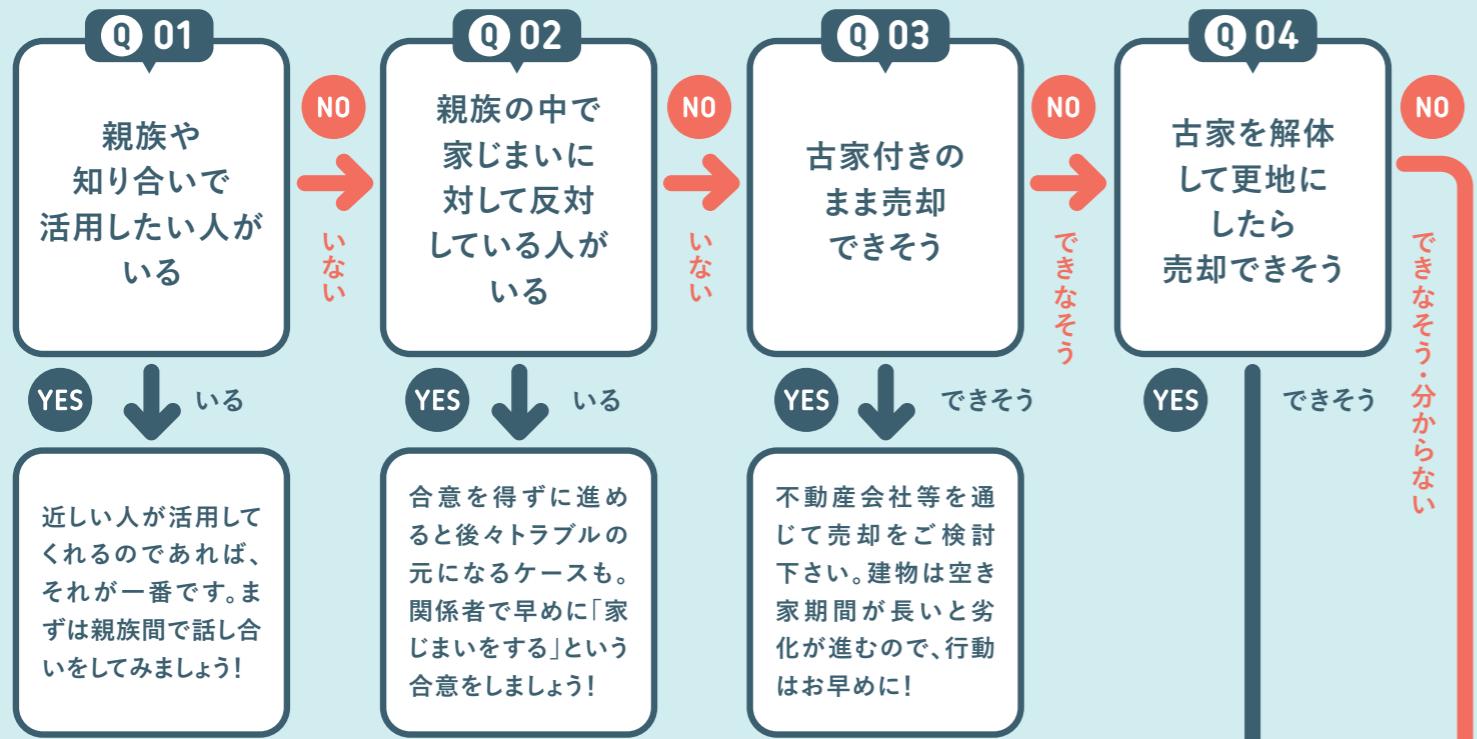
Risk 03 火災・損壊による 近隣トラブル!?



人が住まなくなり、管理がされなくなった建物は想像以上に劣化が早くなります。樹木や雑草の繁茂、ゴミの不法投棄など近隣とのトラブルの要因にも。空き家の火災や倒壊で近隣に被害を出したら数千万円超の損害賠償請求をされるリスクも！

STEP 1

あなたの空き家はどうするのが最善?
下のYES/NOチャートで確認してみましょう!



STEP 2

更地の売却に向けて、
まずは解体工事の費用を調べてみましょう!

解体工事の費用は、建物構造や地域により変化が大きいものです。まずは無料のシミュレーターを使って、解体工事の概算金額を把握しましょう!建物の所在地など、いくつかの質問に答えれば、その場で概算金額が分かります。無料でお使いいただけます。

解体費用
シミュレーター
はこちら



クラッソーネ「空き家の相談窓口」にご相談ください

クラッソーネでは、不動産売却先のご紹介、売却が困難な土地建物の引受け先のご紹介など、空き家の整理に関するご相談をワンストップでお受けする「空き家の相談窓口」を開設しています。すべて無料です。まずは一度ご相談下さい。



お電話でのご相談

豊富な知識と経験を持ったコンサルタントがサポートいたします。
通話無料 0120-304-395 受付時間 9:00~18:00
(定休日:土・日・祝)

空き家の相談窓口
はこちら



STEP 3

土地の売却ができそうな場合は解体工事をご検討下さい。
必要な段取りを把握して 不要なトラブルを回避しましょう!

